

第2次群馬県再犯防止推進計画

～円滑な社会復帰を支援するために～

令和6年3月

群 馬 県



はじめに

群馬県の刑法犯認知件数は、平成16年の約4万2千件をピークに年々減少し、令和4年には約1万件と、ピーク時の4分の1を下回る水準となっています。

その一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は5割近くで推移しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯の防止」は重要な人権課題の一つとなっています。

こうした中、国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されるなど、再犯を防止し、安全・安心な社会を実現しようとする動きが着実に進められています。

県では、平成31年3月に策定した「群馬県再犯防止推進計画」に基づいて、国・県・市町村及び関係団体が連携し、再犯防止の重要性や更生保護活動について周知・啓発を行うとともに、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用促進」「学校等における就学支援」の各分野において施策を推進してまいりました。

しかし、犯罪や非行をした人たちの中には、高齢、障害、貧困、疾病、アルコールや薬物への依存等の理由から地域社会で生活することが困難な人も多く、それ故に犯罪を繰り返すケースが後を絶ちません。罪を犯した人などが社会において孤立することなく、周囲の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう、息の長い支援を行う必要があります。

そこで、これまでの取組を更に深化させ、推進していくため「第2次群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。群馬県が目指す「すべての県民が、誰一人取り残されることなく、幸福を実感できる社会」の実現に向けて、本計画に基づき取組を進めてまいります。県民の皆様におかれましては、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました、群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク構成員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様や関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

群馬県知事

山本 一太

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の目標	2
4	計画の位置付け	2
5	基本方針及び重点課題	3
6	計画期間	3
7	計画の対象者	3
8	個人情報適切な取扱い及び情報の共有	4
9	持続的な開発目標（SDGs）への対応	4
10	施策体系図	

第2章 重点課題ごとの取組

【重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組】

1.	国・民間団体等との連携の強化	6
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

【重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組】

1.	民間協力者の活動の促進	9
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	広報・啓発活動の推進	11
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

1.	就労の確保	14
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	住居の確保	18
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

【重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1.	高齢者又は障害のある人への支援	21
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	
2.	薬物依存を有する人への支援	25
	(1) 現状と課題 (2) 具体的な取組	

【重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1. 学校等における修学支援の実施等 28
 (1) 現状と課題 (2) 具体的な取組

【重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】

1. 特性に応じた効果的な支援等の実施 32
 (1) 現状と課題 (2) 具体的な取組

第3章 再犯防止支援の流れ

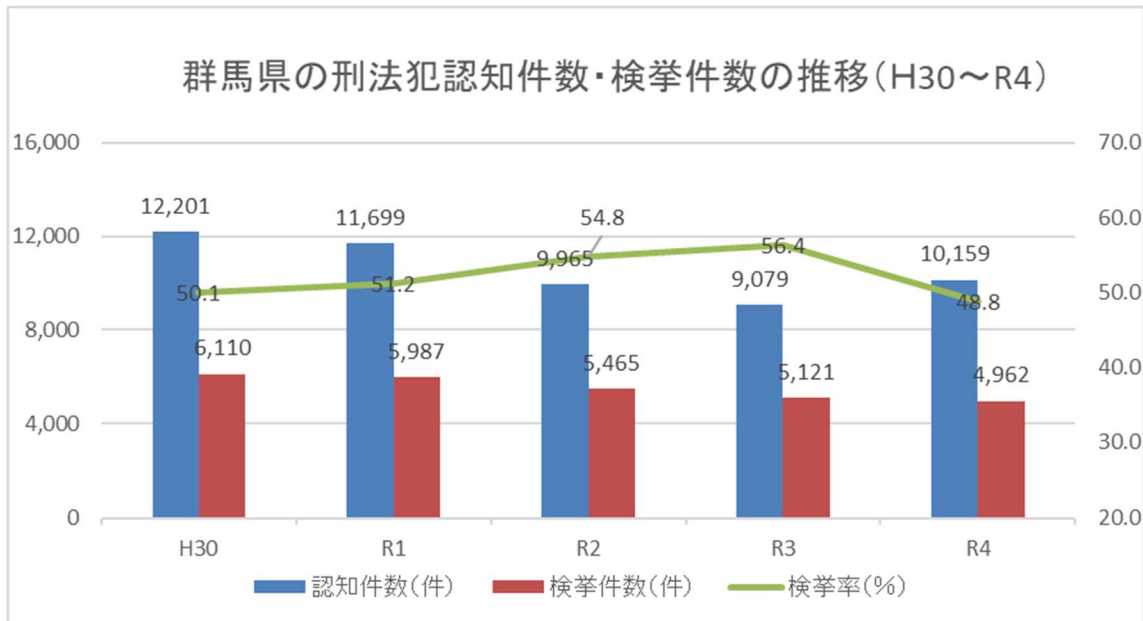
(資料編)

- 1 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標
- 2 群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議
- 3 更生保護・再犯防止に関わる機関・団体等一覧
- 4 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

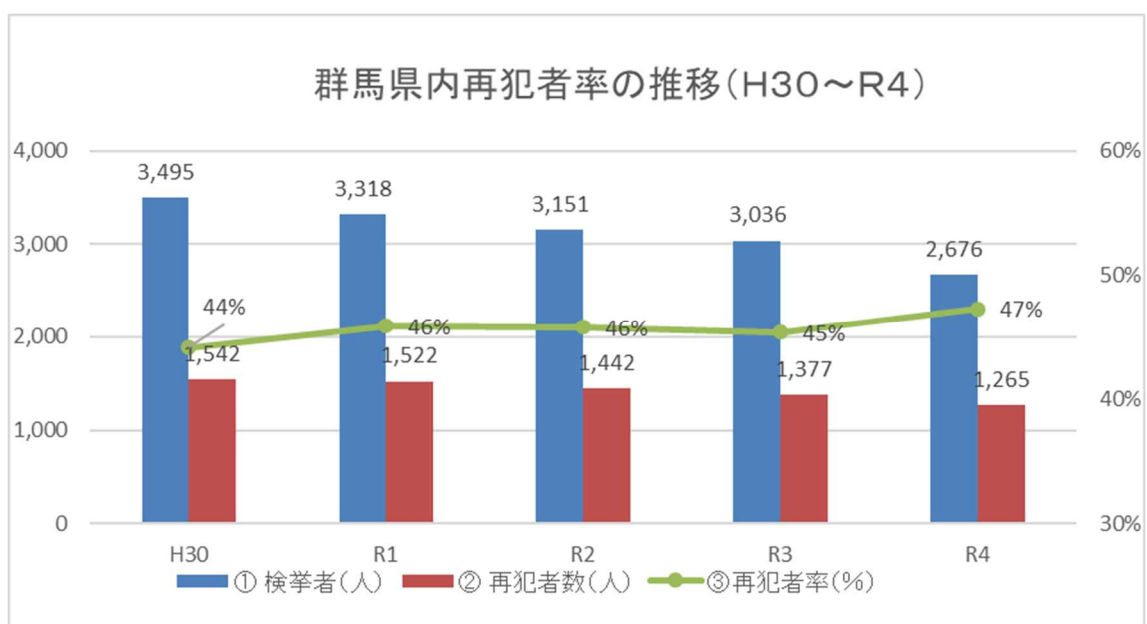
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本県の刑法犯の認知件数は、平成16年をピークに、令和3年まで17年連続で減少していましたが、令和4年は10,159件（前年比+1,080件）と、18年ぶりに増加しました。また、検挙率（*1）は48.8%（前年比-7.6ポイント）でした。



一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者（*2）の人員の比率（再犯者率）は、近年5割近い高い水準で推移しています。犯罪をした人等（*3）の中には、罪を償う等して社会に戻った際に、仕事や住まいが確保できずに、再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。



このような再犯の傾向は、第1次の群馬県再犯防止推進計画（以下、「第1次推進計画」という。）を策定した平成30年当時においても同様でした。特に再犯防止や更正保護について県民や市町村に対して、その必要性を周知する必要があったため、広報・啓発活動の推進や国・民間団体・市町村等との連携の強化を主要な重点課題として第1次推進計画が策定され、群馬県は第1次推進計画に基づいて様々な取組を行ってきました。

こうした再犯の防止等に向けた取組を更に推進していくためには、「地域による包摂」を主眼に置き、より実効性の高い、第2次群馬県再犯防止推進計画（以下「第2次推進計画」という。）を策定することが必要となります。

(*1) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分率で表したものをいう。

・ 検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。） ÷ 当該年の認知件数 × 100

(*2) 再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に（道路交通法違反を除く）犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

(*3) 犯罪をした人等

犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった人をいう。

2 計画策定の趣旨

（国）第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画を策定するものです。

3 計画の目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

4 計画の位置付け

- (1) 「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法（*4）」）という。」及び「（国）再犯防止推進計画」を踏まえた計画
- (2) 「第15次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(*4) 推進法（第8条第1項）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

5 基本方針及び重点課題

本計画では、(国) 第二次再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、再犯の防止等の推進に関する施策目的を明確にするため、3つの基本方針と6つの重点課題を定め、本県の実情に応じた施策を実施及び検討していきます。

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした人等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要とされています。

この「地域による包摂」を推進していくにあたり、国の第二次再犯防止推進計画において、国、都道府県、市区町村の役割が示されました。

これを踏まえ、具体的な取組を進めることとします。

(1) 3つの基本方針

- ① 国及び民間団体等との緊密な連携の強化
- ② 分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成
- ③ 地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

(2) 6つの重点課題

- 重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組
- 重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
- 重点課題3 就労・住居の確保への取組
- 重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組
- 重点課題6 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

6 計画期間

計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

7 計画の対象者

本計画の対象者は、推進法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、

微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

8 個人情報の適切な取扱い及び情報の共有

県は、個人情報の適切な取扱いについて十分配慮した上で、再犯の防止等の支援に対する取組を行うこととし、犯罪をした人等の支援に必要な情報について、支援を行う関係機関及び団体と情報の共有を図ります。

9 持続的な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標〔SDGs（エスディージーズ）(Sustainable Development Goals)〕については、平成27年（2015年）9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、すべての人が幸せに暮らせる世界をつくるために国際連合で採択された2030年までの世界共通の目標です。

人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが示されています。先進国も発展途上国も含むすべての国に適用され、日本でも積極的に取り組んでいます。

また、県では、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村・企業・大学・NPO・県民等と一体となってSDGsを推進するため、令和元年（2019年）10月、「ぐんまSDGsイニシアティブ」の宣言を行いました。

本計画は「群馬県生活安全いきいきプラン」の個別基本計画として位置づけられていることから、県民の皆さんにとって、“群馬県”が安全・安心で暮らしやすい地域となるよう、「SDGs」の達成のための取組としても推進していきます。





ぐんまSDGsイニシアティブ～SDGs先進県に向けた決意宣言～

群馬県は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、官民連携を進め、SDGsを推進します。

- ①「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。
- ②県民をはじめ、市町村、企業、大学及びNPOなどとのパートナーシップにより、県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

■ この計画に関連するゴールは次の5つです。



10 施策体系図

